

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

＜第28号＞

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）閉会中

令和8年1月16日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第28号＞

開会の日時

年月日 令和8年1月16日 金曜日
開 会 午前10時49分
散 会 午後0時34分

場 所

第2委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真
委 員	比 嘉 瑞 己

委 員 当 山 勝 利

欠 席 委 員

委 員 大 田 守

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

池 田 竹 州

○西銘啓史郎委員長 ただいまからワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

まず最初に、補助者についての採決を行いたいと思います。

これより、池田竹州証人の補助者として、又吉信氏、町田光弘氏を認めることについてを採決いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 採決の前に、理事会での経過を説明してください。

○西銘啓史郎委員長 各会派からあったんじゃないですか。

○比嘉瑞己委員 この場で説明してください。

○西銘啓史郎委員長 補助者のことについては、今挙がった又吉信氏、それから町田光弘氏を認めることについて理事会で意見が出ました。2名を認めるべきだ、いや、もう過去のあれからしてもあまり必要ないんで、認める必要はないというふうに2つに分かれました。そういうことで、一旦、上原委員からは、持ち帰りしたいということで持ち帰った結果、先ほど再開後の理事会では、結果的には同じように、与党会派からは認めるべきだ、野党から必要ではないという意見があり、一致を見ませんでしたということです。

以上です。

○比嘉瑞己委員 補助者の取扱いについて我々の委員会で決めた確認事項があります。これは証人が求めて委員長が許可をするわけですがけれども、証人が求めたときには、これ証人が求めているんですよ。私たちが必要かどうかという判断ではないんじゃないんですか。なぜ認めないというふうに皆さんは主張するの。

○西銘啓史郎委員長 それも理事会で話が出ましたので。

○比嘉瑞己委員 説明してくださいよ。

○西銘啓史郎委員長 私がですか。

○比嘉瑞己委員 委員長でしょ。

○西銘啓史郎委員長 私が説明するんですか。

○比嘉瑞己委員 はい。

○西銘啓史郎委員長 いや、与党会派に求めたほうがいいのか。
じゃ、宮里委員どうぞ。

○宮里洋史委員 その前に、その申合せには一任と書いてあるんですよ。その話を抜きに、こうやって話を進めるのはおかしいので改めてそこは議論すべきだと思うので、ちゃんと時間を取ってやったほうがいいと思う。

その前にですよ、証人尋問は10時で、相手もいる話なんですよ。1時間遅れて留保していたんですよ。

○西銘啓史郎委員長 まず申し上げますけれども、昨日の段階で、事務局から補助者の説明がありました。委員長としてすぐに指示をして、理事会を開くように、9時45分を開くようにということで指示をしました。結果、9時45分から理事会開きましたけれども、先ほど申し上げましたように、意見の一致を見ませんでした。それは私も前回のときに、委員長に一任とされているということでしたけれども、それに対して疑義が出て理事会を急遽開きました。その後、

理事会を開いた後は意見の一致を見なかったので採決に諮りました。そういう意味では、今回の流れも同じような流れになると思うんですけども、いろいろな意見は皆さんあると思いますけれども、理事会である程度——ある程度じゃないな。一致を見るべく調整しましたけれども、一致を見なかったので、今に至っております。

○宮里洋史委員 前回もそれで時間をかけて、今回も前回と同様であれば採決しようってすぐになって、証人を1時間待たせているんですよ。こういう運営が議会として正しいとは僕は全く思いません。相手がいる話なんですよ。だから、その補助者を呼ぶ、呼ばないの議論は、我々が別でやって、この部分を、相手を待たせてまで、こんなやって話す議論ではないと思うんです。だからその前にやるべきだったんですよ。その調整お願いします。

○比嘉瑞己委員 おっしゃるとおりだと思う。

こないだ意見が分かれたわけですよ。なぜ委員長に一任できるのか。これやはり前例をちゃんと踏襲してくれるという委員会の信任があって一任しているわけです。今回の証人が求めている補助者、これまで証人であった人が補助者になることについて、これで皆さんが疑問があったんだけど、前例調べてもこれやってきたというのがあるわけですよ。だから認めるべきだというのが私たちとしては意見が分かれました。これね、ちゃんと議論しないと、これがまた前例になってしまう。

○西銘啓史郎委員長 いいえ、そうではないと思います。

○比嘉瑞己委員 過去にもね、ずっとこの補助者のことについては認めているんですよ、県議会は。

○西銘啓史郎委員長 でも前回認めなかったですよ。

委員長として言いますけれどね。前回は、委員長案として提案したものが否決——否決というか、理事会開くべきだということでありました。で、理事会開きました。意見の一致を見ませんでした。手続上は理事会を開きました。今日も同じようなことをしました。実は昨日の1時半ぐらいにもらったので、我々の委員とかほかの委員も多分、何名いたか分かりませんが、昨日開く時間はありません。はっきり申し上げます。ですから昨日聞いて、きのうの段階で理事会というのは、私は開けないと思ったので、今日の9時45分と指示し

ました。ですので、この後の話、ここからまた、委員長一任するしないは別として、前例とか先例とかというのは別にしてですね、少なくとも前回委員長に一任されたのが一任されないということで、理事会を開きましたので、今日も同じように私は理事会を指示して開きました。意見をして一致を見なかったもので、この後の進め方については理事会では、採決でいいですねという許可ももらいました。そこまではまず皆さんに報告します。

○上原快佐委員 いいえ、理事会では採決いいですねという確認を取っていません。

○西銘啓史郎委員長 じゃ、採ろうか、今からでも。前回と同じように話したじゃない。まあどうぞ。
新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 前回ね、理事会されたでしょ。それで採決したじゃないですか。この委員会の中ではそれで進めていくという話ではないんですか。

○比嘉瑞己委員 いいや、ルールがあるんだよ。

○新垣淑豊委員 だからルールがあって、ルールがあってそのままやったんじゃないか。

○比嘉瑞己委員 いいや、だからこの委員長の許可を得ることについて認識が違っているんだよ。

○新垣淑豊委員 だからそれで理事会では一致しなかったから、それで採決したんでしょ。

○比嘉瑞己委員 いいや、だからそれは嫌だ、反対だって言っているの。

○西銘啓史郎委員長 開会中なので、すみません。挙手をして、委員長の指示に従ってください。

○新垣淑豊委員 だからそれで、前回も採決したわけでしょ、この委員会内で。なんでそのとおりに進めているだけじゃないですか、委員長。

○比嘉瑞己委員　そういうやり方すると、その都度採決になるよってことを皆さん言っていたじゃないですか。だからこうなっているんだよ。

だからね。発言中ですよ。

委員長、このね、委員長の許可。皆さん過去は過去とか言うけれども、なぜ議会がね、先例主義を採っているのか、なぜ先例集があるのか、この重みをね、ちゃんと皆さん議論すべきですよ。こうなるとね、毎回こうなりますよ。

○西銘啓史郎委員長　そうなったのはごめんなさい。委員長の責任で……。

○新垣淑豊委員　だからそのときにちゃんと話を詰めればよかったよねという話も出たでしょ、今。それで、今回はわざわざ理事会やって、ここで採決までしたんですよ。それで進めていこうねって話だったじゃないですか。

だから今日も理事会やる。要は一任という話だったのが、じゃ理事会開きましょうという話になったわけですよ。今日理事会もやりました。合いません。採決します。この流れを丁寧にやってくれて言ったのはあなた達ですよ。

○比嘉瑞己委員　それをじゃ毎回やるということね。

○西銘啓史郎委員長　毎回やるかどうか分からないですよ。

○比嘉瑞己委員　いやいや、そういう話なんだよ。

○西銘啓史郎委員長　いやいや……。

○比嘉瑞己委員　いいえ、前回そういうことになるよと。今日やったよ。

○西銘啓史郎委員長　毎回というのは……。

○比嘉瑞己委員　今日やったよ。そう言っているんですよ。そういうのを毎回やるんですか。今ルールがちゃんとあるのに。

○西銘啓史郎委員長　委員長一任というのはあるよね。ルールはね。

○比嘉瑞己委員　その一任の解釈が違っている。

○西銘啓史郎委員長 いいえ、もう解釈は……。これはごめんなさい。整理というのはまず……。これからまず、もう1回この何か意見をやってまたやるんですか。

○宮里洋史委員 すみません。この議論でやるのであれば、証人には大変申し訳ないんですけども、日を改めて今日その議論してからやるのもいいんじゃない。

○西銘啓史郎委員長 日程的には委員長としては……。

もう日程的には非常に厳しい日程ですよ。これ御存じですよ。ですから、今日はもう証人喚問しているのでやりたいと思います。委員長としては、もうこの一任する、しないも含めて、前回と同じように採決をしたいと思うのでよろしくお願いします。

これより池田竹州証人の補助者として又吉信氏、町田光弘氏を認めることについてを採決いたします。

本件は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

池田竹州証人の補助者として又吉信氏、町田光弘氏を認めることについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○西銘啓史郎委員長 挙手少数であります。

よって、池田竹州証人の補助者として又吉信氏、町田光弘氏を認めることについては、否決されました。

では証人をお呼びしますのでしばらくお待ちください。

休憩いたします。

(休憩中に、池田証人が入室)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、平成28年度から平成31年まで、知事公室において基地対

策統括監及び知事公室長を務め、現在は副知事である 池田竹州氏に出席をお願いしております。

これより、池田竹州氏への証人尋問を行います。

池田証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。開会が遅れたこととおわび申し上げます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨の申出をお願いします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。
傍聴者を含む、全ての皆様の御起立をお願いします。

○西銘啓史郎委員長 池田竹州証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○池田竹州証人 はい。宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、
また何事もつけ加えないことを誓います。令和8年1月16日、池田竹州。

○西銘啓史郎委員長 どうぞ皆様、着席ください。どうぞ証人は、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、基本的に、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、委員長から尋問の方法等について説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより池田証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは池田竹州さんですか。

○池田竹州証人 はい、そうでございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○池田竹州証人 職業は、現在———でございます。生年月日は———でございます。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って各委員からの尋問を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 池田さん、本日よろしくお願いします。これまで統括監そして公室長、そして副知事を歴任されている池田さんはワシントン事務所の設立、そして運営、是正の前後、全期間に関与、把握は可能な立場にあったという認識でよろしいですか。

○池田竹州証人 行政職として統括監、公室長、その後、副知事として、ワシントン事務所の運営に関しては、関与、報告を受ける立場にあったかと思えます。

○徳田将仁委員 池田さん御自身が、ワシントン事務所が株式会社だと知ったのは、いつですか。

○池田竹州証人 これは御報告を受けてから、一昨年ですか。10月ぐらいに、決算委員会だったかと思えますけれどもその頃だったと思えます。

○徳田将仁委員 それはどなたから知らされたんですか。

○池田竹州証人 担当課からの報告だったというふうに聞いて、覚えております。

○徳田将仁委員 担当課のどなたからですか。

○池田竹州証人 ちょっと名前までは今覚えておりません。

○徳田将仁委員 それではお聞きしたいんですけど、一番最初の平成27年4月1日のワシントンコア社との契約の担当者というのは、池田さんになっていま

す。委託先との契約担当者であるあなたは、事務所設立のスキームを助言する立場にありましたが、コア社から、例えばNPOとしての登録は困難であって、株式会社化すべきだと、その報告を直接受けたのは、担当者である池田さんですか。

○池田竹州証人 4月1日に、その前年度でコア社という選定がされていまして、1日に支出負担行為は私のほうで決裁しております。ただその後の詳細な報告、コア社から直接受けたことはなかったというふうに記憶しています。

○徳田将仁委員 担当者はあなただったということで、この報告を池田さんは受けていないということであると思うんですけど、その報告を受けたのはどなたですか。

○池田竹州証人 ちょっとそこまでは私は把握しておりません。

○徳田将仁委員 委託先がですよ、発注者である責任者のあなたに無断で、県100%の出資の法人を米国につくることは物理的に不可能だと思います。あなたは4月1日の契約締結から数日の間に、コア社また部下から株式会社から具体的な提案を受けてそれを承認したんですよ。

○池田竹州証人 私も確認しましたがけれども、そのような提案の文書等は確認できておりません。行政は文書主義ですので、そういった御指摘があればおそらく文書で残っているかとは思いますが、そういった事実はないというふうに理解しております。

○徳田将仁委員 承認していないというのであれば、誰があなたの権限を越えて勝手に法人をつくったのか、具体的な氏名を挙げてください。

○池田竹州証人 把握していない以上、誰がということもお答えすることはできません。

○徳田将仁委員 契約者でありながら、株式会社とは知らなかったという今の発言もあるし、これまでの発言もあるんですけど。行政において、支出先がどのような法的性質の団体かを確認せずに交付金を振り込むことは、まずあり得ないと思います。相手がNPOなのか例えば株式会社なのかによって、税務

書類も契約の根拠法も全く異なると思います。中身を知らずに判を押したというのであればですよ、それはもう数千万の公金を使途不明の法人に流し続けたことになります。公的支出のルールを逸脱した重大な違法行為になると思うんですけど、自覚はありますか。

○池田竹州証人 昨年、県がまとめた報告書でも、設立時において、様々な重大な不備があったことは、私ども重く受け止めております。それを12月には是正できるところは是正させていただいたものでございます。

○徳田将仁委員 この株式会社というところで誰が承認して、誰が指示を出したのか、資金スキームをつくったのかまだはっきりしていないんですよ。その中でこの問題が発覚して1年以上たつ現在、調査を指示する立場の副知事として調査の結果を述べてください。

○池田竹州証人 株式会社の設立、報告書でも検証していたかと思いますがけれども、本来であれば起案等の手続が取られるべきであったと思います。それが実際にはなされていなかった。これは重大な不備に該当すると思っております。今後そのようなことがないよう報告書をまとめて、その他の事業でも、同様なことが起こらないよう、再発防止について、知事からの注意を喚起したところでございます。

○徳田将仁委員 この重大な意思決定の調査ができない理由というのは、何が原因なのか教えてください。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から株式会社設立の承認は誰が行ったのかについて調査結果は出ているのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

○池田竹州証人 報告書においてもそのような起案等の手続が取られなかった原因が幾つか分析されております。1番は、事前の検討が不足していた。その次に、職員間、あるいはワシントン事務所と本庁のコミュニケーションが不足していた。また法制度、米国も含めて法律や制度についてのいわゆる周知、学

習が不十分であったことなどが原因だというふうに考えております。

○徳田将仁委員 今回の件は、特別職が判断を下して、そして一般職が処分されるゆがんだ構造になっていると思います。懲戒処分を受けていない池田副知事自体は、御自分の責任をどう感じていますか。

○池田竹州証人 今回、懲戒審査のほうを開きまして、職員についてはいわゆる是正措置である訓告を行いました。ただ、法律上、職員でないものに対しては懲戒処分が行えません。私も退職しておりますので、ここでいう懲戒処分の対象にはなっておりません。知事のほうにつきましては全国の事例等を調査しまして、知事の就任前の事案ではございましたけれども、議会のほうに減額の提案をさせていただいております。私としましては知事を全力で支えることで責任を全うしたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくをお願いします。

改めて伺いたいんですが、この事務所設立当時ですね、知事公室の統括監というところから始まるわけなんですけれども、それで知事公室長、副知事ということでこの事業に大きく関わった方という意味ではですね、報告書も拝見させていただきましたけれども、この設立時に、県として文書的意思決定した記録が確認できなかったとしていますね。残っていない以上は文書による意思決定が行われなかったということなんです。これによって必要な手続が整理されてこなかったと。この設立時の問題点、そしてこれまで運営してきたことが、その問題点があることが明らかになったということなんです。改めて伺いますが、何ゆえこういう事態が起こったというふうにお考えなのか、お聞かせください。

○池田竹州証人 検証のところにもありますけれども、本来であれば事前に十分な検討を踏まえて、設置に向けてやるべきところ6月の訪米になるべく間に合わせるようにという形での事務所の設立をしたこと。あと訪米作業も恐らくあったかと思いますが、ワシントン事務所そのものが知事を迎えるための対応等もやって、本庁と様々な連絡が十分に取れなかったことなど、様々な要因が重なって、本来であれば取られるべき手続が取られないままになったというふうに考えております。

○仲宗根悟委員　そこで本来取るべき手続が取れなかったということであるんですが、先ほど徳田委員からもあったんですがね、この意思決定そのものというのが行われずに、事業の支出ができたということが非常に考えにくいことだと私自身もそういう認識なんですよね。事務的にどのようなになっていたのかですね、どうしてこの事業支出が変わったのかというのが非常に不思議でならないんですよ。その辺についての池田さんのお考えはどうなんですか。

○池田竹州証人　ワシントン駐在の活動については委託料としてワシントンコア社に全額が——最初のころはたしか支払われていたと記憶しております。そのワシントンコア社から実績報告書という形で、どのような経費に使ったかという報告が上がってきていまして、それに基づいて、証拠書類等を確認して支払手続を行ったというふうに記憶しているところでございます。

○仲宗根悟委員　どうも、悶々としてよく分からないんですがね。平安山初代所長は、この委託事業先のワシントンコア社に全幅の信頼を寄せていたと。求められる書類にはサインをしていったというふうなことで、コア社が指示してくれるものにはもう従っていたということなんですよ。そういう意味では受ける県側でもありますね、そういった形で任せっきりのこの状態が続いていたのではないのかなというふうなことしかもう考えられないんですが、その辺については、皆さんはいかが考えているんですか。

○池田竹州証人　設立時において十分な検討を、あるいは報告調整がなされていなかったこと、またその設立後についても、今、委員おっしゃるように、ある面ワシントンコア社のほうに任せていた面は、残念ながらあった面があるというふうに思っております。

○仲宗根悟委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　次に、高橋真委員。

○高橋真委員　よろしくお願いいたします。

池田証人、先ほどの証言で法人の存在自体は、一昨年知ったということでありました。しかし、この法人が設立されたときは、基地対策統括監に在職していたときでありますか、お伺いいたします。

○池田竹州証人 平成27年4月1日に基地防災統括監をたしか拝命したと記憶しています。その年度に設立されていますので、統括監であったと思っています。

○高橋真委員 では、あなたが統括監であった平成27年5月、現地で独断で株式会社、Cコーポレーションを選定し、また公金1000ドルが出資されておりました。これほどの重大な事案が、なぜ事務決裁規程に基づいた文書による意思決定もなされないまま行われたのでしょうか、お伺いいたします。

○池田竹州証人 11月の報告書にもありますけれども、やはり、こういった法人を設立するのか、こういった対応を取るのかの事前の準備が十分ではなかった。また、ワシントン事務所と本庁との連絡調整が十分ではなかった。また、設立前後になりますけれども、辺野古新基地建設対策課というところが年度、たしか6月1日にできまして、地域安全政策課が所管していたところから職員が異動したことで、マンパワーが十分ではなかったことなど様々な要因が重なった結果だというふうに考えております。

○高橋真委員 なぜ報告がなかったんですか。知らなかったんですか。

○池田竹州証人 そのようなコミュニケーション不足により本庁のほうに上がってこなかったものというふうに考えております。

○高橋真委員 恐らく、この問題は知らなかったではすまない課題だと考えております。統括監とは、公金の適切な支出と法的手続を統括する役職であります。

現地で勝手に法人をつくり、公金を出資していた事実を把握できていなかったのであれば、それは統括者として著しい、この職務怠慢に当たるような、すなわち重過失になるとは考えませんか、お伺いいたします。

○池田竹州証人 当然ながら統括監の仕事というのは、現場に行って調査するものではなくて、上がってくる書類を基に判断を行います。もちろん上がってこなかったところについて、もっと把握するべきではなかったかと言われれば、設立に当たって、不備があったことは、これまで重ね重ねおわびしているところでございます。そのような形で、報告が上がってきていないものについて、

重過失までいくのかはちょっと私としては、それに該当するかについては、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○高橋真委員 では、ちょっと論点変えます。

追認について、令和6年12月に証人が副知事の時、在職中ですね、追認決裁が行われております。過去9年間の地方自治法違反、そして地方公務員法違反の状態を、この書類1枚でなかったこととするための責任逃れの書類整備ではないでしょうか、お伺いいたします。

○池田竹州証人 追認につきましては、現にワシントン事務所の駐在職員というのはおりましたので、例えば営利企業の従事許可などは、当然その職員に対して行ったものでございます。過去の重大な不備が、そのことによって全くなかったことになるということでははないというふうに私どもは考えております。

○高橋真委員 では、なかったことではないということは、何をなかったものでないと認識されているんですか。

○池田竹州証人 すみません、そこは今正確にちょっと起案文書も手元にあるわけではございませんので、ちょっとお答えは差し控えさせていただきます。

○高橋真委員 証人は、常に監督する側にあったお立場だったと伺っております。これ知るべき立場の方が報告もなかった。だから知らなかった。でも、それは、9年間もこの見過ごし続けてきた不作為、歴史的な不作為であるということが、いわゆる今この百条委員会で議題となっている、議論されている公務に対する信頼を失墜させた最大の要因であろうと考えております。

副知事としてですね。この当時の、また責任者として、自らの重い責任を認め、これ県民に謝罪すべきではありませんか、お伺いいたします。

○池田竹州証人 ある面、行政というのは、1度動き出すと前例踏襲というような部分がございます。そのようなことも重なって、今回設立当初の不備が長年に渡って見過ごされたことについては、関わってきたものとして、心から申し訳なく思っているところでございます。

○高橋真委員 管理、監督をする側として、責任を強く感じておりますか、お

伺いたします。

○池田竹州証人 そういったところがずっと見過ごされたこと、コミュニケーションが十分ではなかったことなどについては、もともと行政出身のものとして、非常にその責任は痛感しております。

以上です。

○高橋真委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 池田証人、よろしくお願いします。

先ほど来、やはり関わっていたということで、責任についての質疑がありますけれど、僕からもその部分をちょっとお聞きしたいんですが。重く受け止めていると、申し訳なかったというお話がございますけれども、先ほど説明でありました知事は就任前のことなので、関係はないけど、道義的に減額をしたと。副知事は、当時関係していたわけですよ。これ道義的な話ですよ。関係していた副知事が対象外というのは、こういった判断でですか。

○池田竹州証人 内部統制上の重大な不備に該当するような事案について、ちょっと全国の都道府県の状況を確認させてもらいました。

そうすると、基本的にその知事が在任中の事案について減額処分等をしたものがほとんどで、1例だけ就任前の事案について、いわゆる行政を総括する長として減額処分をした事例がございました。その時には、長としてということで、いわゆる副知事等の減額処分は行われていなかった事例が、東京都だったんですけれど、今回、同様の事例だということで、そのような形での対応をさせていただいたものでございます。

○宮里洋史委員 副知事は、近年ですね、減額処分をやったこともありますよね、自分で。そのときはやるのに、今回自分関わっていたのに、当時ですよ。今やらないというのを職員に対して、どう示していくっていう判断をされたのかなというのを聞きたいんですけれど……。

○池田竹州証人 本来といいますか、過去他の都道府県も含ましまして、減額処分等は、知事が在任しているところに行っているというのがございます。1件

だけ東京都の事例で、行政の長として預かるものとして知事だけが減額した事例がございました。今、委員おっしゃるように、どうするかという議論はございましたけれども、先例のあるところがそのような形でしたので、今回そのような対応を取らせていただいたものでございます。

○宮里洋史委員 これからの県庁職員の働き方を含めてですね、ある程度の責任の取り方というのはあるのかなと思いますので、お話をさせていただきなです。

次の質問に行きます。

誰がやったのか分からないという答弁がされました。そのワシントンDCオフィス社というものを、なぜ沖縄の会社といえるのですか。

○池田竹州証人 この辺はいわゆる調査において、様々な証拠書類を調べた上で、県の会社というふうに報告をたしかさせていただいていると思います。

○宮里洋史委員 いまだに誰がやったか分からないという答弁で間違いないですよ。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から質問内容について補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田竹州証人。

○池田竹州証人 設立の際に、本来であれば必要な起案手続が行われてこなかった。それは、誰がどのような判断で、そういうふうになったかというのはちょっと分からないという形でお答えさせていただきました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から誰がやったのかが分からないのか、何故こうなったかが分からないのかどちらかの確認があり、池田証人から起案文書がないので最終的に誰の責任なのかと言われてもそこは分からないという趣旨であるとの回答があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 やはり誰がやったか分からないと聞こえるんですけど、それを強引に沖縄の子会社と言っている理由は何ですか。

○池田竹州証人 米国法において、米国の弁護士、あるいは会計士等の助言を受けながら設立をしたものであるというふうに考えております。

○宮里洋史委員 誰が助言を受けたんですか。

○池田竹州証人 直接的にはワシントン駐在かと思います。

○宮里洋史委員 株券についてですけれども、株券が届いたとありました。それ触って、送り先の封筒も来ていたと思うんだけど、それは御確認されましたか。

○池田竹州証人 私自身が出張等の際に、株券を確認したことはなかったというふうに記憶しております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から当時の出張時の話ではなく、現在の話として株券は確認したのかとの質問があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田竹州証人。

○池田竹州証人 株券を確認したという起案文書と、その写しを基に決裁をしております。

○宮里洋史委員 そういった根本的なものは知らないって、ずっと答弁されているので、逆にどういったものを把握されていたんですか、統括監として。

○池田竹州証人 ワシントン駐在は沖縄における基地問題、辺野古問題も含めまして、情報共有と情報発信を行う収集のために設立されております。その活動が十分に行えるかどうかそういった観点で、その活動の状況、あるいは何か活動に当たって支障があるのかどうかという観点で、ワシントン事務所の活動については確認をしていました。

○宮里洋史委員 そういった確認をされているんですけど、やはり委託業者は、いろんな人に行政に報告すると思うんですよね、全てのこと。お金の流れ、お金も管理していて、それで支援しているわけですから。これはコア社が報告を怠ったという認識なんですか、副知事は。

○池田竹州証人 報告を怠ったかどうかについては、実績報告書の中で明確にはたしか示されていなかったとは思いますが、それが怠ったかどうかについては、ちょっと今はっきりは書類も今手元にありませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員からワシントンコア社が、資金の管理や流れに関して県に対してちゃんと報告していたか、していないかを明確に答えるようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
池田竹州証人。

○池田竹州証人 ちょっと今手元に報告書がないので、記憶の限りではちょっと報告することは控えさせていただきます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から報告書においても重大な不備があったと認めているが、コア社からの報告が不十分だったとは思わないのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田竹州証人。

○池田竹州証人 ワシントン駐在からの報告、あるいはコア社の報告も含めまして、早い段階で適正な報告があれば是正も行われた余地はあるものというふうに考えております。

○宮里洋史委員 それでは、池田証人は適正な報告がなかったという認識でよろしいですね。

○池田竹州証人 結果的に十分ではなかった。そのことがこのような形を招いた原因の1つであるというふうに考えております。

○宮里洋史委員 具体的に十分ではなかった部分を教えてください。

○池田竹州証人 詳細には残念ながら今手元に書類があるわけではございませんけれども、先ほど来、述べていますように設立に当たっての調査検証が十分ではなかった。また、設立後のワシントン駐在、そしてワシントン駐在と本庁の間のコミュニケーション不足。また、法律制度等への周知、習熟が十分ではなかったことなど様々な要因が重なった結果、このような形になったものというふうに考えております。

○宮里洋史委員 それであればなんですけれども、我々県の職員は懲戒、訓告受けているわけですよね。知事は、15%減額はもう条例案出しているんですよ。コア社に対して、何かしらの措置は行わないんですか。報告がなかったとおっしゃっていた……。

○池田竹州証人 懲戒処分の検討については、地方公務員法に基づいて行っております。コア社については、委託先ではございます。実績報告等上がって、それが十分ではなかった面はございますが、それが県のいう何らかの処分の基準に該当するかというと、懲戒等の対象にはならないというふうに考えております。

○宮里洋史委員 違います。僕は損害賠償の話をしているんです。
県に損害を与えていないとは言えないと思いますよ。

○池田竹州証人 ワシントン駐在の活動そのものについては、実績報告書、あるいは支出の適正さなどについては、確認をしているところでございます。

必ずしも直接的な損害があったかについては、私はそういう損害はなかったというふうに考えております。

○宮里洋史委員 知事の減額、訓告は損害ではないという答弁がありましたので、そのように認識します。

設立に関して、株券に当時の駐在職員のサインがありました。これも報告の不備だと思いますけれど、設立は、現地の駐在職員がやったという認識ということでしょうか。

○池田竹州証人 発起人は、たしかアメリカの弁護士さんになっていたかと思えますけれども、そこにワシントン駐在の職員が関わっていたというふうに考えております。

○宮里洋史委員 発起人ではなくて、この会社は沖縄県の子会社であるから、当時の取締役が取得したということで認識当たっていますよね。

○池田竹州証人 恐らくそのような形になろうかと思えます。

○宮里洋史委員 それに対して、何かしないんですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、池田証人から質疑内容について確認があり、宮里委員から報告の不備に対して、例えば当時の副所長に対して何らかの対応はしないのかとの補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田竹州証人。

○池田竹州証人 先ほど来、述べていますけれども、懲戒の検討は行いました。それで懲戒処分ではなくて、是正措置である訓告という形で対応をしたものと考えております。

○宮里洋史委員 重大な不備を犯した職員が昇進するということは、いかななものでしょうか。

○池田竹州証人 重大な不備があったのは事実でございますが、それが昇任というのは、ある程度長い期間かかっております。それが判明したのが一昨年という形でございますけれども、その1点をもって、本人の昇任が適切かどうかということには当たらないというふうに考えております。

○宮里洋史委員 いろんな市町村がありますけれども、やはりこういった不備を犯してしまった場合、何らかの処置であったりとか、重大とおっしゃっているんで、やはり役職にも関わってくると思うんですよ。

県はそれをしていないということは、そもそも知っていたのかな、黙認していたのかなって思わざるを得ないんですね。その点は、全くそんなことはないということによろしいですね。

○池田竹州証人 在職中の職員については、懲戒審査会を開いて、懲戒処分の検討を行ったものでございます。

その結果、懲戒処分ではなく訓告という是正措置という形での結論になったというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、先ほどの徳田委員の発言の中で、知事の行政処分という発言があったが、懲戒処分の誤りであるところを確認し、委員長において後刻記録を調査の上で適切な措置をすることとなった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 すみません、よろしくお願いします。お疲れさまです。

ちょっと短めなんですけれども、ごめんなさい。当時、統括監としてこのワシントン駐在に関わっていたと思うんですけど、統括監としてどういったふうに関わってきたのか。また課長とか班長とかって、役割が多分違うと思うんですけど、どのような違いがあるのか、説明をお願いします。

○池田竹州証人 統括監の職責としては、所管する複数の課、2つだったり4つの課の、トータルでのマネジメントをするという形が統括監の職になっております。

○玉城健一郎委員 その中で統括監として文書主義だったので、当初の設立当初の文書がなくて、実際どういったものがあったのか、なぜこういった決裁手続が取られ、決裁で分からない部分が多かったのかというのが、文書主義で統括監として把握できなかったっていうことでいいんでしょうか。

○池田竹州証人 結果的に必要な手続が取られなく、また調整も上がらなかったことについては、大変申し訳なく思っております。ただ、そういった形で十分に把握できなかったことについて、私も申し訳なく思っております。

○玉城健一郎委員 先ほど当時、知事の訪米があつたりとかっていうことで、後は新しい課ができたりとか、人事の部分だったり業務量だったりとか、かなりいっぱいしている状況の中で、それが原因でこういった要因が重なることによって、不備が起きたってお話がありました。これ、実際県庁の業務として、ここだけの話ではなくて、色々なところにかかって来ると言うんですけれども、こういったその問題が起きたことに対して、今後、沖縄県は再発防止という部分に具体的にどのように取り組んでいくか、御説明をお願いします。

○池田竹州証人 今回の件も踏まえまして、またこれまでの内部統制上、例えば補助金の請求手続、あるいは特別会計における不備など、いろいろ残念なことに手続上、色々な課題がございます。そのために例えば組織的には、各部局主管課において会計をチェックする職員を配置したり、定期的に職員への研修なども行うことで、また情報の共有、報告、連絡、相談について、徹底するよう繰り返し求めているところでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

私も何か外注するときに、外注といえば委託になると思うんですけれども、その先にじゃどういったことが起きているのかっていうのは、その先でなかなか把握するというのは難しいと思いますけれども、こういった課題がある中で、やはり県として体制をしっかりと整えながら、ぜひともこういった問題が起これないように頑張りたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 副知事どうもありがとうございます。お疲れさまです。

まずこの問題でですね、ワシントンで設立された会社がですね、県の関連子会社として立証されていないのが大きな問題というふうに私は考えておりますけれども、証人はその辺りはどう考えますか。

○池田竹州証人 ワシントンDCオフィス社については、庁内の色々な手続上は様々な不備がございましたけれども、米国法においては所定の手続を経て、いわゆる県の子会社という形での位置づけになっていたというふうに考えております。

○下地康教委員 それとですね、国内で議会の報告も含めてですね、法的に手続を取らなかった。そしてその子会社の事業活動に対して、県民の血税を違法に投入していたというふうに私は思うんですけれども。少なくともこの問題を治癒するまではですね、そうであったという判断をしていますか、どうですか。

○池田竹州証人 設立時点で様々な不備があったのは、これはもう事実でございます。それについてはきちっと是正はしていく。一方で、ワシントン駐在の様々な活動については連邦政府、あるいは連邦議会の補佐官などの活動は、適切に行っていたというふうに考えております。

○下地康教委員 私、ワシントン事務所がアメリカで行っている行為について問うているわけではなくてですね、その子会社として関連づけていないにも関わらず、県の予算を投入していったということが妥当であったかどうかと聞いています。

○池田竹州証人 県の予算そのものとしては、ワシントン駐在の活動支援ということで委託料としてコア社に支払われております。その中の一部が、DCオフィス社のほうの支払いという形になっていたという流れかと思えます。そのDCオフィス社の設立、そのもの色々な問題がございましたけれども、そのDCオフィス社の支払いが妥当かどうか、例えば人件費の支払いなどについては、それぞれ確認をした上で支払われているものだというふうに考えております。

○下地康教委員 証人はですね、平成27年、ワシントン駐在所——当時の翁長知事が設立する段階で、基地対策統括監として関わってきております。この問題に最初から関わってきた当事者としてですね、ワシントンDC株式会社に対する県執行部の必要な行政手続をなぜ取らなかったんですか。

○池田竹州証人 繰り返しになりますけれども、設立に当たっての事前な十分な検討がされていなかった。またワシントン事務所、ワシントンにおける情報共有、そしてワシントンと本庁の情報共有、日本国国内法あるいは米国法に理解が十分ではなかったことなどから、結果として、このような形で長期間是正がされなかったというふうに考えております。

○下地康教委員 これまでですね、必要な行政手続を取らなかったのは、私は明らかに行政違反行為というふうに認識をしています。その当時ですね、なぜその行政手続を取らなかったのか、その原因は何だと考えますか。

○池田竹州証人 これも繰り返しになりますけれども、そのような形での報告がきちんと上がって来なかった。結果として、長年、前例踏襲という形で放置されてきたところに起因するものと思っております。

○下地康教委員 これまでですね、証人はこの行政行為、要するに不手際はですね、重大な不備であったというふうに証言をしていますね。その重大な不備という行政行為に対してですね。県民が納得するような責任が取られていないというふうに私は考えますけれども、その点をどういうふうに思いますか。

○池田竹州証人 まず職員については、在職する職員について地方公務員法等に基づく懲戒審査を行い、結果として、懲戒処分ではなくて訓告という処分を行ったものでございます。また知事については、知事の就任、玉城氏の就任前ではございますけれども、総括的な行政の長として、減給処分の議案を出させていただいたところでございます。

○下地康教委員 これまでの色々な行政に関するものに対しての処分といいますか、行政内部の処分として、これ県民が納得するものではないというふうに私は思っていますけれども、これは証人はこの問題に対して、十分その責任が取られていると感じていますか。

○池田竹州証人 私ども過去の実例等、あるいは懲戒処分等の例も含めまして、適正に検討行い、その結果が訓告等になったというふうに考えております。

○下地康教委員 現在、新たな副知事の立場として、県の行政に関わっております。これまで県の職員として、ワシントン問題に関わって退職してからも、県の特別職としてこの問題を副知事として担任をしています。このような状況に置かれている副知事として、この問題に対する責任の取り方、それをどのように考えてますか。

○池田竹州証人 玉城知事就任前の実例として、三役というよりも、東京都において知事だけが長として責任を取った事例で、今回このような形で対応させていただいております。

ただ、11月議会でも質疑がありましたように、知事と副知事は一体ではないかというような御指摘もございます。百条委員会での議論も踏まえまして、そこは改めて少し検討はさせていただきたいと思います。

○下地康教委員 このワシントンの問題はですね、要するにアメリカで行われている株式会社がですね、県の子会社として立証できていなかった。これが一番非常に大きな問題だったというふうに考えています。それをですね、これからどういうふうにして、県民に対して説明していくかということをお聞かせください。

○池田竹州証人 昨年11月に県として、議会の百条委員会とそれまでの議論も含めまして、報告書を出させていただきました。今後はそのようなことが二度と起こらないよう、全庁挙げてしっかりと再発防止に取り組んでいきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくをお願いします。

池田証人は、設立時から2代目駐在員の時期も基地対策統括監でした。その時期についてお聞きしたいんですけども、この問題の一番大きなところは、副知事もおっしゃったように、設立当時の意思決定がなかったこと、事務手続が不備、決裁文書がなかったところに尽きると思います。当時は、統括監であったわけですが、この当時その駐在の、副所長の証人、副所長からお話

を聞いたときには、本庁側に一応伝えてはいて、手続等々は本庁側がやっているものと自分は思っていた、自分はもう駐在としてたくさんの仕事があったという表現をしております。だけど、やっぱり結果として上がってきてないわけですけども、本来、起案書を書くべき人はどなただったと今になったら思いますか。

○池田竹州証人 恐らく本庁で起案をする形になったのではないかと思います。

○比嘉瑞己委員 上がってこなければ統括監も分からないわけですけども、でもそれだと、ほかにもないかなってやっぱり県民は不安になりますよね。この上がって来ないことについて、ダブルチェックみたいな機能というのはないんですか。

○池田竹州証人 本来であれば、例えば本庁内ですと班長、課長というのがございます。班長がチェックをして、それで漏れていたのは課長が何かないかとチェックする形でございます。出先についても、出先の長、そして主管課のほうが一応はチェックする形になっておりますが、ワシントン事務所の設立時という、ある面特殊な初めてのアメリカでの事務所設立という形で、それが十分機能しなかったというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 この起案文章はどうあるべきかということのルール化をですね、改めて見直す必要があるんじゃないかなと思いました。もう一点、別の角度で聞きたいんですが、調査委員会の報告書だったり県の報告書を読むとですね、設立当初の問題もあったんだけど、その後もですね、手続の瑕疵を治癒できたんじゃないかと指摘をされています。私もそれはあるなと思ったんですけど、平成29年、初代から2代目に移るときなんですけれども、2代目の所長は、日本の自治法でいう株主に当たるのかどうかを、必要であれば登録してくださいと本庁に伝えたと言っています。そういった証言というのは、統括監の下には連絡は来ていないんですか。

○池田竹州証人 そのような発言を委員会でされていたというのは、私も聞いております。

ただ伝えられたかどうかについては、ちょっと記憶としては覚えておりません。文書、メール等を確認しましたがけれども、そういう文書での記録はちょっ

と残されていなかったということでございます。

○比嘉瑞己委員 ワシントン駐在だけでなく、前任から新任にやるとき引継ぎ文書ですね、これもちょうと報告書なり、引継ぎ文書のルールがないのか。そこら辺は今どうなんですか。

○池田竹州証人 一般的な話になりますけども、申し訳ありませんけど、事務引継ぎにおいては所掌事務、そして現在抱えている課題等を網羅した上で、後任に引き継ぐ形が求められております。そのような文書での引継ぎが適正にされていれば、もう少し早い時期に是正できた可能性はあるのではないかというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 やはりこの意思疎通、特に出先と本庁との間のですね、そこをもうちょっと厳格にしなければいけないと思います。
終わります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後0時3分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 よろしくをお願いします。

平成27年度、統括監の役職につく際にですね、平成26年度の親川統括監からの引継ぎにおいて、ワシントン駐在事業でですね、この事務所設置に関して、どのような課題があるということをお話しされていましたでしょうか。

○池田竹州証人 ちょっと細かくは記憶していないんですけども、3月にプロポーザル方式で、ワシントンコア社を選定したというふうに記憶しております。

○新垣淑豊委員 何か課題については特になかったですか。

○池田竹州証人 速やかに活動できるように、支出負担行為については4月1日に結果的になっていきますけども、手続を迅速にやってほしいというのはあったかと思います。

○新垣淑豊委員 その際にこのワシントンコア社事業の内容ですね、委託行為に関しての内容については、詳しい説明は特になかったでしょうか。

○池田竹州証人 詳細にはなかったと思います。いわゆるワシントン駐在の活動支援というような概略的なところは説明は受けました。

○新垣淑豊委員 分かりました。

令和2年から4年の間ですね、総務部長の役を受けていらっしゃったかと思いますがけれども、その当時ですね、基地対策課の令和2年11月26日付の内部メモというのが知事公室の中で回っていたということで、株式が発行された法人形態の問題が指摘されていましたがけれども、その際財務とかですね、法務を担当する総務部に対しては相談はありましたでしょうか。

○池田竹州証人 少なくとも私のところにはなかったというふうに記憶しています。

○新垣淑豊委員 分かりました。

令和3年からですね、事業のスキームが変わっています。このときにですね、コア社とマーキュリー社の共同事業体が引き受けているんですけども、そこからDC社経由で、またマーキュリーへの委託費が還流しているという形になっています。これおかしな動きだと思いますけれども、このスキームについては問題だと思われませんか。

○池田竹州証人 実はスキームの変更には直接関わっていなかったもので、なぜそういうふうになったかについては、ちょっと今私自身としては、経緯も含めて把握していないところでございます。

○新垣淑豊委員 これはですね、多分3年以降、その後副知事になられると思うんですけども。その後ですね、その際もそうなんですけど、総務部の財政担当とかに相談があったのか、なかったのかというのは御存じですか。

○池田竹州証人 ちょっとそこは確認しておりません。

○新垣淑豊委員 分かりました。

ちょっと追認について聞きたいと思います。追認決裁がなされています。法人についてですね。これは手続欠如を事業的に整理する目的、つまり過去の行為を正当化する趣旨ということでしょうか。

○池田竹州証人 過去の手続がなかったものについて、その時点でしっかりと対応していくという、それ以降の部分も駐在職員などの営利企業などにはありましたので、そういう観点で追認をさせていただいたものでございます。

○新垣淑豊委員 この追認決裁においてですね、過去の法人設立や地方自治法、地方公務員法の違反について指摘がされていましたが、この瑕疵の解消となったのか、いわゆる適法となったものであるのかについて教えてください。

○池田竹州証人 遡及的に全てが適法になったかどうかについては、ちょっと今正確にお答えできませんけれども、いわゆる決裁手続がなかったという観点での追認、それはきちんと文書としてやるという形での追認だったというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 では、まだその違反について整えられているかどうかは、分からないという認識にいたします。その際ですね、副知事として、法務担当者、担当の職員とか顧問弁護士、またそのほかの部外の法律家との相談というのはなさったんでしょうか。

○池田竹州証人 私としてというよりも、その追認手続に際しては、たしか顧問弁護士含めて相談をしていたというふうに聞いています。

○新垣淑豊委員 この追認の最終的な決裁をしたのはどなたですか。

○池田竹州証人 私の後、知事が決裁しております。

○新垣淑豊委員 その際にですね、その法的なものについて、しっかりと相談をしたとかいうこの細かな内容については、副知事に対しては御報告はなかったんでしょうか。

○池田竹州証人 決裁文書そのものというよりも、その事務調整において弁護士と相談の上、このような形でというのがございましたが、詳細についてはなかったというふうに記憶しています。

○新垣淑豊委員 これは県の信頼性を揺るがす非常に大事な問題だと思っています。それをちゃんと確認できなかったのは、私はまずいことだと思っています。さて追認はですね、この先ほども重ねて聞きますけど、事業所の法的問題を解消したと考えていらっしゃるでしょうか。

○池田竹州証人 その時点で解決できる手続については、12月の決裁で可能な限りやったというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 先ほどですね、このワシントン事務所問題を認識したのは令和6年ということでしたけれど追認されました。その後、事業予算が否決されて、法人の解散費用が予備費から支出されています。この支出の判断は行政の判断であるのか、もしくは政治的な判断であるのか、ちょっと教えていただけませんか。

○池田竹州証人 新年度の予算が認められなかったということで、事務所の存続ができないという結果から、いわゆる事務所の家賃等の支払義務が生じますので、行政的に手続をさせていただいたというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 この廃止に関しての予算、議会の議決や承認というのを求めています。議会の予算判断を回避する形になったと私は見ていますけれども、この提案をしたのは誰で、この決裁をしたのはどなたになりますか。

○池田竹州証人 予備費の最終決裁は多分知事だったと記憶しております。

ただ支払義務、雇用者ひっくるめて様々な支払手続というのは、これは義務でございますので、主管部局から調整が上がってきて、予備費の充用、総務部も含めて判断したという形になろうかと思います。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくお願ひします。

私はですね、平成27年設立当時の件についてお伺ひしますが、まずワシントンDCオフィスインクという法人ができたというのは、その当時は認識ありましたか。

○池田竹州証人 私としては申し訳ありませんけれど、持っておりませんでした。

○当山勝利委員 新聞報道で、翁長雄志知事がその証明書を持って写真に写られていたというのがあったんですね。それは、当時の相当過去のことなので、覚えてらっしゃるのかどうか分からないんですけども。それをもって知ることができたとは思いますが、何かその証明書、要するに法人の証明書があったとか、それから課内でそういう情報共有をしたとかはなかったんでしょうか。

○池田竹州証人 少なくともその報道を基に、何がしかの調整は行われていなかったというふうに記憶しております。

○当山勝利委員 ということは、ワシントンDCオフィス社という法人ができたということは、少なくとも統括監以上はもう分かっていたということでしょうか。

○池田竹州証人 恐らく本庁においては、そのような認識はなかったというふうに考えております。

○当山勝利委員 そうすると、ワシントン駐在、要するに県の職員は、どういう立場でそこでお仕事をされていたという認識に立てるんでしょうか。

○池田竹州証人 ワシントン駐在員としての人事発令はしているところでございます。職員として働いていたというふうな認識ではなかったかと思います。

○当山勝利委員 そうするとですね、今の話を総合すると、とにかく事務所があって、そこに駐在員がいた。そこには別に商工労働部が管轄する——そういう事務所がありますよね、海外事務所。そういうものではなく、とにかく部屋だけあったという認識になってしまうんですけども、そういうことなんでし

ようか。

○池田竹州証人 部屋だけといいますか、その駐在のオフィスを借受けて、駐在がアメリカ政府、あるいは連邦議会に対して活動を行っていたというふうに捉えております。

○当山勝利委員 FARA登録とかありますよね。要するに外国人が何らかの政治的な活動をするための登録。それは認識されていなかったか。

○池田竹州証人 アメリカで活動するに当たって、そういった手続が要するというふうには確認しておりました。

○当山勝利委員 その中で、FARA登録が、具体的にその法人がなければできないっていう、そういうのも本庁では共有、情報共有はなかったということでしょうか。

○池田竹州証人 法人が必須であったかどうかまでは、ちょっと記憶しておりませんが、FARA登録の手続については、現地の弁護士さんなどの助言の下、進められて許可が下りたというふうに理解しております。

○当山勝利委員 最後にしますが、そのワシントンDCオフィスインク、コーポレーションを、株式があるかどうかは別として、法人であるということを確認されたのはいつですか。

○池田竹州証人 一去年の10月だったですかね、あの頃だと思います。

○当山勝利委員 終わります。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 池田副知事、よろしくお願いします。

これまでのですね、検証委員会の回答の下、ちょっと確認をすると。法人設立、そしてLビザ取得に関しては、担保が取れないというふうなことがあったんですけれども。皆さんが設置したワシントンDCの法人設立は、国内法で合法だったんですか。

○池田竹州証人 米国で、また他国で法人設立するに際してのちょっと国内法上、手続が必要かについては、今ちょっと私、正確にお答えする知見をちょっと持ち合わせておりません。

○仲里全孝委員 この設立について、意思決定、起案もない。それ日本の国内法に合法ですか。

○池田竹州証人 設立そのものが合法かは、お答えちょっと差し控えますけれども、少なくとも出資法人の報告書と自治法に基づく手続は行われてこなかったということはあるかと思います。

○仲里全孝委員 今、合法かどうかちょっと確認しているんですけど、皆さんのやり取りを見てるとですね、これまでこの1年2か月の間で、この事務所は沖縄県の子会社ですと主張してきたんですよ。それは間違いないですか。

○池田竹州証人 そのような形になろうかと思います。

○仲里全孝委員 その根拠を教えてください。

○池田竹州証人 設立に当たって、1000ドルですかね、県の委託料の中からたしか支出されていたうちの一部が充てられた、手続的な面ではそういった形があるかと思っています。

○仲里全孝委員 その1000ドルの株券というのは、通常契約書があるはずなんですけれども、契約書はありますか。

○池田竹州証人 ちょっと私自身、細かく実務を見ているわけではありませんので、ちょっと契約書があるかどうかについて今覚えてないです。

○仲里全孝委員 領収書はありますか。

○池田竹州証人 すみません、そちらについても、ちょっと私からお答えは差し控えます。

○仲里全孝委員 確認していないんですか。それとも把握をしていないんですか。

○池田竹州証人 報告は受けておりますけれども、私自身が個別の帳票等は見えておりません。

○仲里全孝委員 平成27年当時、池田統括監になっておりますけれども、その時の調整役として、糸数班長、あるいは山里永悟主幹とのやり取りはありましたか。

○池田竹州証人 ワシントン事務所設置そのものについての直接的なやり取りは、ほとんどなかったというふうに記憶しております。

○仲里全孝委員 当時の山里永悟氏が、中阪社長と事務所登録法人組織のやり取りをしたことは確認されていますか。

○池田竹州証人 5月の件でございますか。それは、その当時ではなくて、一昨年の10月以降の確認の過程で、確認しております。

○仲里全孝委員 本人に確認しましたか。

○池田竹州証人 直接、本人には確認はしていません。

○仲里全孝委員 このように法人組織が問題になっている中で、なぜ本人に確認されなかったんですか。

○池田竹州証人 主管部局のほうで確認をして、それを県の三役のほうに説明をする過程で確認をしております。

○仲里全孝委員 メールのやり取りは確認されてますか。

○池田竹州証人 私自身は、個々のメールそのものは確認はしていません。

○仲里全孝委員 なぜ公になっているのに確認しないんですか。

○池田竹州証人 全体の報告書で確認をしております。

○仲里全孝委員 次に、Lビザに関して確認させてください。
なぜLビザを取得されたんですか。

○池田竹州証人 現地のビザの専門家などを交えて、活動する上でLビザが妥当だというふうに判断したものと聞いております。

○仲里全孝委員 なぜFARA登録をしたんですか。

○池田竹州証人 外国出身の者が、いわゆる政治的な活動をする上では、FARA登録を行う必要があったというふうに考えております。

○仲里全孝委員 地方公務員が従事許可も得ずに、直接Lビザを取得するFARA登録にして政治活動をする。公務員法に引っかからないですか、抵触しないですか。

○池田竹州証人 それぞれ米国においては、適切に処理されたものというふうに考えております。

営利企業の従事許可は、取られていなかったという不備がございましたので、追認で、それ以降については是正されているものと考えております。

○仲里全孝委員 従事許可を得ずに申請して取得をされているのは、法令に抵触しないですか。

○池田竹州証人 米国法においては、所要の手続を経て取られているというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員からアメリカの法律ではなく、日本の公務員法に抵触しないかについて確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
池田竹州証人。

○池田竹州証人 地公法上の課題があったことから、営利企業の従事許可について追認という形を取ったものでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から法令に抵触しないかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田竹州証人。

○池田竹州証人 必要な手続が取れられてこなかったという点では、そのように考えております。

○仲里全孝委員 その時ですね、雇用証明書に池田証人自らサインして、発行されていますか。

○池田竹州証人 すみません、ちょっとそこまでは覚えていないです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員からこれまで雇用証明には歴代の公室長がサインしているはずだがとの確認があり、池田証人からは個別具体的には覚えていないとの回答があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 あと1点、確認させてください。

当事会社設立についてですね、定款に平安山氏と山里氏が定款を発行するのに、サインをされているのは確認取れていますか。

○池田竹州証人 一昨年以降の確認においては、確認しております。

○仲里全孝委員 誰が指示したんですか。

○池田竹州証人 それについては、いわゆる起案文書等がないので、誰が指示したかについては、ちょっとお答えは差し控えたいと思います。

○仲里全孝委員 県職員独自で判断をして、定款を作成されたということですね。

○池田竹州証人 アメリカでの作成ですので、恐らく向こうの法律の専門家などの助言の下、策定されたものというふうに考えております。

○仲里全孝委員 公文書ですか。

○池田竹州証人 恐らく公文書になろうかとは思いますが。

○仲里全孝委員 公文書偽造に当たらないですか。

○池田竹州証人 必要な手続を取ったアメリカ法に基づく定款であれば、公文書の偽造ということにはならないのではないかと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、地方公務員法に抵触しないかの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

池田竹州証人。

○池田竹州証人 ケアも含めて様々な不備があったことから、懲戒審査会も開いて処分を検討したものでございます。

○仲里全孝委員 池田証人、これまでの本会議、委員会も含めてですね。このワシントンの問題について、答弁に虚偽答弁はなかったですか。

○池田竹州証人 記憶に基づいて、答弁しております。

虚偽というのは、意識的にうそを言うことだと思いますので、そういったものはないと思います。

○仲里全孝委員 委員長、以上です。

○西銘啓史郎委員長 大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 よろしく申し上げます。

ワシントンDCの問題ですけどね、その在り方の疑義とかですね、どうも不備があるよというので、途中でね、現地より是正すべきじゃないかという進言があったことは証言で確認できているんですけど、それを是正しなかったことというのはですね、これは明らかにね、これ不作為ではないかと思えてしょうがないんですよ。その点はどういうふうにお考えですか。

○池田竹州証人 明確に不作為かどうかはちょっと文書が確認できておりませんが、本来、速やかに是正する機会はある——県の報告にも幾つかありますけども、チャンスは幾つかあったのではないかと思います。それは是正できなかった状態については、非常に重く受け止めております。

○大浜一郎委員 それとですね、現地での活動はこの公務員の身分でね、今もありましたけど、公務員の身分でLビザを取得してロビー活動、要は政治活動ですよ。させた、結局させたんですよ、県が。その時点でね、これはもう違法性があるアウトなんですよ、これ明確なんですよ。それをね、直近まで最近まで是正しなかったというのは、この米国法では云々と言うけども、国内法では、もう完全な違法状態をそのまま見過ごしていたという形になりませんか。

○池田竹州証人 いわゆる営利企業の従事許可が取られてこなかったのは事実でございます。その点については、非常に重く受け止めております。

○大浜一郎委員 違法性を、要するにもうあったということを認めるということの理解でいいですか。

○池田竹州証人 その手続がなかったことが違法かどうかについては、ちょっと私今お答えできる材料がないんです。

○大浜一郎委員 県の報告書はですね、様々な弁護士の見解を入れて作成されたということでもありますけども、具体的内容を監修した弁護士の所属とかね、

氏名の明記がもうすべきではないかというふうに思うんですけど、そういうふうに思われますか。

○池田竹州証人 報告書作成に当たっては専門家もやっております。明記すべきかどうかについては、それがどういう形でやられたのかちょっと今詳しく記憶しておりませんので、その手続、いわゆる関わった専門家ですね、どういう形なのかを少し自分としては後で確認させていただきたいと思います。

○大浜一郎委員 この県の報告書の最終決裁者は、知事ということで表現がありました。でですね、私はこの内容を読んだけど、どうしてもこれはね、報告書にはなっていない。要は反省文だと僕は思っているんですよ。そういうレベルだと思っている。これ実は新しい事実があれば、修正するという記述もあるんですよ。これ新しい事実が来たら、修正してもう一回報告書を出すということはあるんですか。

○池田竹州証人 どのような事実かによりますけども、もし重大な事実等があれば、修正あるいは追加みたいな形は考えられるのかなと思います。

○大浜一郎委員 基本的に、ここに至った原因の特定、責任の所在、そして再発防止、この3つがこの報告書で明記されない限りは、これ報告書とはいえないと一般質問でも言ったけれども、その点は、この報告書をもう一度出すに当たってはね、この点は避けては通れないと思うんですよ。どうなんですか、その辺は。

○池田竹州証人 原因について、例えば分からないではないかという御質疑も今多くいただいております。

ただ確認を、我々としては証拠書類、表現などで努めたところですけども、なかなかそれ以上はつきりしない部分がございます。再発防止についても、例えば最後のほうに今後の教訓として書かれているのを今様々な形で、いわゆる内部統制の一環として注意喚起をしているところでございます。

○大浜一郎委員 ワシントン事務所における違法性や疑義の問題というのが、本当に明らかになっていないんだけど、これね、ずっと聞いていてね、この行政行為をね、あたかも隠し通さなければいけなかった何か事情があるんじゃないかなと思ったりもするわけですよ。事務所の主目的がロビー活動という、

やはり政治活動であったがゆえにね、議会に対してもですね、これは意図的にね、明らかにすべきではないのではないかという判断が、政治レベルの中であつたのではなかろうかと思われる節が多い。これ隠さなければならなかったということ。言い換えればね、これ公金ですよ、公金を使った政治活動になつていたと、この事務所が。というふうに思われてもしようがないんですよ。その点はどういうふうにお考えですか。

○池田竹州証人 報告書にもありますとおり、そもそも設立に当たっての事前の十分な検討が行われてこなかった。あるいは職員間のコミュニケーションが非常に不足していたなど様々な課題がございます。逆に言えば、意図的に隠すというようなところが入る余地はなかったというふうに考えているところでございます。

ただそのような疑念を招いたのも事実ですので、今後、決してこのようなことがないように、ほかの部局をひっくるめまして、行政運営についてはしっかりと襟を正してやっていくように、今後努めていきたいと考えております。

○大浜一郎委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 以上で、池田参考人に対する尋問は終了しました。

この際池田参考人に対して委員会を代表して一言御礼申し上げます。本日はお忙しい中、またちょっと遅れましたけれども、御出席いただきまして心から感謝申し上げます。

池田証人ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、池田証人退席)

(休憩中に、事務局から今後の日程等について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

今後の日程につきましては、今日、休憩中に御協議いただきましたとり進めることとし、詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

次回は1月22日木曜日午後3時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎